

釧路湿原自然再生協議会の取組



再生 目標

1980年以前（ラムサール条約登録前）の湿原環境を取り戻すことを目指す。

国内最大の湿原再生

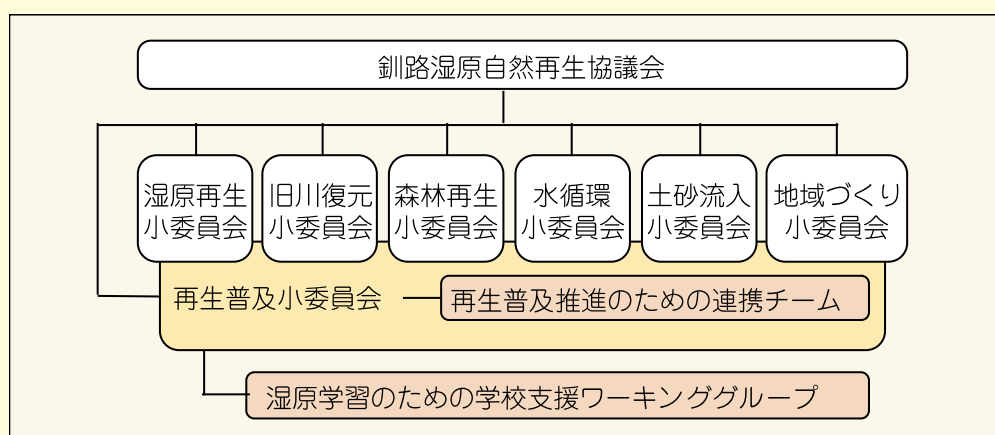
釧路湿原は、約25,800haに及ぶ我が国最大の湿原であり、広大な集水域を有しており、釧路湿原特有のタンチョウ、キタサンショウウオ、イトウ、カブスゲ群落（ヤチボウス）などを含む多様で貴重な野生動植物が生息・生育しているほか、保水・浄化機能や遊水池としての洪水調節機能、景観資源・観光資源としての機能等を有しています。



しかし、経済活動の拡大に伴い、湿原面積が著しく減少するとともに流域からの土砂や栄養分の流入によって、湿原生態系の変容が進んでいます。そこで地元住民、NPO、専門家、地方公共団体、国など多様な主体の参画により、湿原の再生に向けた取組が進められています。

様々なテーマについては、小委員会で議論

構成員が100名を超える協議会が広範なテーマを抱えた釧路湿原の自然再生についての個別案件を一つひとつ議論することは現実的ではありません。このため、湿原再生、旧川復元、土砂流入、森林再生、水循環、再生普及の各テーマ毎に小委員会が設置され、具体的な検討が行われることになりました。河川環境保全検討委員会で行われていた旧川復元や土砂流入対策などについての検討は、協議会の小委員会で継続して行われることになりました。全体構想作成WGが作成した全体構想案についても、協議会全体会合で決定される前にすべての小委員会で議論されています。



釧路湿原自然再生普及行動計画を作成、環境教育と市民参加を推進

協議会の特徴のひとつに、協議会自ら、「釧路湿原自然再生普及行動計画」を作成したことがあげられます。全体構想を作成し、実施計画を検討するだけでなく、釧路湿原の自然再生にかかる環境教育と市民参加を一層推進するために協議会が行動計画を作成したのです。再生普及小委員会内に設置されたワーキンググループが、協議会発足以前にまとめられていた「市民参加・環境教育等の推進に関する10の提言」を基に原案を作成し、小委員会の検討を経て2005年6月に協議会で行動計画が承認されました。

この行動計画は「できるひと」が「できること」からはじめることにより実施されるものです。また、行動計画は、釧路湿原自然再生事業を進める際に環境教育と市民参加を盛り込むための指針にもなっています。

